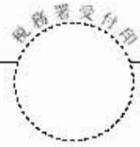


書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するもの（平成17年4月1日以降に贈与があった場合に限り。）を除きます。）をいいます。
 - (注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - 2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
 - (2) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - 2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
 - (2) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。



平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書
特定受贈森林施業計画対象山林

受贈者	住所 又は 居所	〒 電話 (- -)	
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
	特定贈与者との続柄		

平成__年__月__日
____ 税務署長 殿

平成17年分以降用

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	____ 署 平成__年分
-----------------------	---------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項 (「特定受贈同族会社株式等の判定明細書」を作成してください。)

法人名	①1株(口)当たりの時価 円	②特例の適用を受ける株式 (出資)の株数等 株・口・円	③ 価 額 (①×②) 円

※ 上記②欄の株数等は、「平成__年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書」の①欄の株数等を移記します。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

受贈特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積 ha	立木又は土地等の価額 円
	()				
	()				
	()				
合計			立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 特定受贈同族会社株式等の判定明細書
- (2) 特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限ります。)の写し
- (3) 贈与の時に贈与者となる特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限りません。)
- (4) 特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	〒	電話番号
-------	---	------

※	税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
---	--------	------	----	----

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-46-A4統一)



平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書
特定受贈森林施業計画対象山林

受贈者	住所 又は 居所	〒 電話 (- -)	
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
	特定贈与者との続柄		

平成__年__月__日
____ 税務署長 殿

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第18項各号に規定する書類を添付して届け出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	____ 署 平成__年分
-----------------------	---------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項 (「特定受贈同族会社株式等の判定明細書」を作成してください。)

法人名	①1株(口)当たりの時価 円	②特例の適用を受ける株式 (出資)の株数等 株・口・円	③ 価 額 (①×②) 円

※ 上記②欄の株数等は、「平成__年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書」の①欄の株数等を移記します。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

受贈特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積 ha	立木又は土地等の価額 円
	()				
	()				
	()				
合計			立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類 (上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。)

- (1) 特定受贈同族会社株式等の判定明細書
- (2) 特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限ります。)の写し
- (3) 贈与の時に贈与者となる特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限りません。)
- (4) 特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	〒	電話番号
-------	---	------

※	税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
---	--------	------	----	----

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-46-A4統一)

書 き か た 等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

書 き か た 等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には、「特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。
- 9 「5 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名

6 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

7 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

上記7に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

(資5-47-A4統一)

平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名

6 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

7 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類(下記の書類が必要となります。)

添付している書類の□に✓印を記入してください。

上記7に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

(資5-47-A4統一)

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「8 添付書類」欄には、添付している書類の□に√印を記入してください。

使用目的等

1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。

なお、平成16年3月31日までの間に贈与によって取得した株式（出資）についてこの特例の適用を受ける場合には、この判定明細書と異なる点がありますので、税務署（資産税担当）又は税務相談室へおたずねください。

2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。

3 用語の意義

(1) 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。

(2) ⑨及び⑩欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。

4 記載に当たっての留意事項

(1) ①、⑱、㉑及び(e)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。

(2) ④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。

(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。

(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。

(5) ②、⑲及び㉒欄は、今回の贈与の時に於いて当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。

(6) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）を有している法人に限られます。

また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。

(7) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。

(8) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

使用目的等

1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。

なお、平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に贈与によって取得した株式（出資）についてこの特例の適用を受ける場合には、この判定明細書と異なる点がありますので、税務署（資産税担当）又は税務相談室へおたずねください。

2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。

3 用語の意義

(1) 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。

(2) ⑨及び⑩欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。

4 記載に当たっての留意事項

(1) ①、⑱、㉑及び(e)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。

(2) ④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。

(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。

(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。

(5) ②、⑲及び㉒欄は、今回の贈与の時に於いて当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。

(6) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）を有している法人に限られます。

また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。

(7) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。

(8) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

この欄には書かないでください。 → 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号
 年 月 日

この欄には書かないでください。 → 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号
 年 月 日

代替資産の取得期限延長承認申請書

代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

税務署長殿 年 月 日提出	住所	〒	
	年分		
	申告時の住所		
	フリガナ		
氏名		電話 ()	

税務署受付印

税務署長殿 年 月 日提出	住所	〒	
	年分		
	申告時の住所		
	フリガナ		
氏名		電話 ()	

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

記

1 譲渡資産に関する事項

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数量 m ²
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

所在地	
資産の種類	数量 m ²
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

2 代替資産に関する事項

2 代替資産に関する事項

資産の種類	構造	数量	m ²
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日		年 月 日	
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日	

資産の種類	構造	数量	m ²
既に承認を受けている取得予定年月日		年 月 日	
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日	

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

3 既に承認を受けている取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第16項第1号イに規定する土地等の取得をすること又は、同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税額及びその計算に関する明細
 ..別添..修正申告書用紙に記載のとおり.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税額及びその計算に関する明細
 ..別添..修正申告書用紙に記載のとおり.....

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

代替資産の取得期限延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

代替資産の取得期限延長承認申請書

1 使用目的

この延長承認申請書は、租税特別措置法施行令第22条第13項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長の適用を受けるために提出する申請書として使用するものである。

2 記載要領等

「3 既に承認を受けている取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第16項第1号イに規定する土地等の取得をすること又は、同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載する。

□□□□□□□□

第 号

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

平成 年 月 日付で提出されました「代替資産の取得期限延長承認申請書」について、却下 します。

よって、代替資産の取得期限は、平成 年 年 日と認定します。

この通知に係る処分の理由

- (注) 1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

() 枚のうち () 枚目

(資6-8-3-A4統一)

□□□□□□□□

第 号

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

平成 年 月 日付で申請のありました代替資産の取得期限延長を承認 却下 します。

よって、代替資産の取得期限は、平成 年 年 日とします。

この通知に係る処分の理由

- (注) 1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

() 枚のうち () 枚目

(資6-8-3-A4統一)

(新規)

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項又は同法第37条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の認定を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の認定を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(新規)

□□□□□□□□

第____号

住所又は
所在地(納税地) _____
氏名又は
名称 _____ 殿

平成____年____月____日

____税務署長 _____ 印

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

平成____年____月____日付で提出されました「やむを得ない事情がある場合
の買換資産の取得期限承認申請書」について 承認
却下 します。
よって、買換資産の取得期限は、平成____年____年____日と認定します。

この通知に係る処分の理由 _____
.....
.....

- (注) 1 買換資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、買換資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
- 2 買換資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

() 枚のうち () 枚目

(資6-80-3-A4統一)

【平成 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所	電話 ()	名簿番号	
(フリガナ)	番号	関与	
氏名	職業	税理士 (電話)	

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種類	利用状況	数量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日
登記・登録等の日	年 月 日		年 月 日

【参考事項】

売却理由 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他 ()	代金の受領状況	1回目	年 月 日	円	譲渡価額 ① 円
		2回目	年 月 日	円	
		3回目	年 月 日	円	
		未収金	年 月 日 (予定)	円	

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等			購入年月日	購入支払価額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
	譲渡資産の購入代金				円	
					円	
					円	
					円	
	小計				※	円

取得費	資産の購入価額(※)	-	償却費相当額	=	② 円
-----	------------	---	--------	---	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先			支払年月日	支払金額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
					円	
					円	
					円	
	譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容 (買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成17年分以降用)

譲渡所得の内訳書
(計算明細書)
【総合譲渡用】

住所	電話 ()	名簿番号	
(フリガナ)	番号	関与	
氏名	職業	税理士 (電話)	

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種類	利用状況	数量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日
登記・登録等の日	年 月 日		年 月 日

【参考事項】

売却理由 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他 ()	代金の受領状況	1回目	年 月 日	円	譲渡価額 ① 円
		2回目	年 月 日	円	
		3回目	年 月 日	円	
		未収金	年 月 日 (予定)	円	

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等			購入年月日	購入支払価額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
	譲渡資産の購入代金				円	
					円	
					円	
					円	
	小計				※	円

取得費	資産の購入価額(※)	-	償却費相当額	=	② 円
-----	------------	---	--------	---	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先			支払年月日	支払金額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
					円	
					円	
					円	
	譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容 (買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成16年分以降用)

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(税務署に用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%	H 差引金額 (F-G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H-J)
① > ④		(①-④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{E}{①}$			
短期 ・ 長期	措法 ____条の__	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	特例適用条文	① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	N 差引金額 (L-M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N-P)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期 ・ 長期	所法 措____条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算明細書

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(税務署に用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%	H 差引金額 (F-G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H-J)
① > ④		(①-④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{E}{①}$			
短期 ・ 長期	措法 ____条の__	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	特例適用条文	① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	N 差引金額 (L-M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N-P)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期 ・ 長期	所法 措____条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- 平成16年分からは、総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができなくなりました。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額は、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことがなくなりました。
- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、納税者が①総合譲渡所得金額の計算用として又は②土地や建物の譲渡（分離譲渡）が複数あるときの「譲渡所得の内訳書（計算明細書）【土地・建物用】」の集計用として使用する。

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署におたずねください。
なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ²	m ²
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の⑥の金額、⑧の相続時精算課税適用財産の価額及び⑨の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	①	譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります(以下「B」及び「E」においても同じです。)		
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	②	円		
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	③	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した②又は⑦の金額を記入してください。〕	④	円		
土地等に係る相続税額の計算 〔④× $\frac{(A-B)}{C}$ 〕	⑤	円		
前年以前に取得費に加算した金額	⑥	円		
取得費に加算できる相続税額(⑤-⑥)	⑦	円		
取得費に加算される相続税額	⑧	円	円	円

○平成十六年一月一日以後相続開始用

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ² (棟)	m ² (棟)
	相続税評価額	①	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	①	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した②又は⑦の金額を記入してください。〕	①	円		
取得費に加算される相続税額(①× $\frac{B}{D}$)	②	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署におたずねください。
なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ²	m ²
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の⑥の金額、⑧の相続時精算課税適用財産の価額及び⑨の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	①	譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります(以下「B」及び「E」においても同じです。)		
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	②	円		
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	③	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した②又は⑦の金額を記入してください。〕	④	円		
土地等に係る相続税額の計算 〔④× $\frac{(A-B)}{C}$ 〕	⑤	円		
前年以前に取得費に加算した金額	⑥	円		
取得費に加算できる相続税額(⑤-⑥)	⑦	円		
取得費に加算される相続税額	⑧	円	円	円

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ² (棟)	m ² (棟)
	相続税評価額	①	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	①	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した②又は⑦の金額を記入してください。〕	①	円		
取得費に加算される相続税額(①× $\frac{B}{D}$)	②	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------

(新規)

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、税務署におたずねください。
なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ²	m ²
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の⑥の金額及び⑦の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	①	譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります(以下「⑥」及び「⑦」においても同じです。)		
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	②	円		
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。〕	③	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑧の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑨又は⑩の金額を記入してください。〕	④	円		
土地等に係る相続税額の計算 $(④) \times \frac{(①-②)}{③}$	⑤	円		
前年以前に取得費に加算した金額	⑥	円		
取得費に加算できる相続税額(⑤-⑥)	⑦	円		
取得費に加算される相続税額	⑧	円	円	円

○平成十五年十二月三十一日以前相続開始用

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ² (株)	m ² (株)
	相続税評価額	①	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。〕	①	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑧の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑨又は⑩の金額を記入してください。〕	①	円		
取得費に加算される相続税額(①× $\frac{④}{①}$)	②	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-11-A4統一)

(新規)

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の㉑の差引税額がある場合

贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉑の金額)	㉑	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の㉒の金額)	㉒	円
差引税額 (相続税の申告書第1表の㉓の金額)	㉓	円
相続税額 (㉑+㉒+㉓)	㉔	円

2 相続税の申告書第1表の㉑の差引税額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の㉕又は㉖の金額)	㉕	円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の㉗の金額)	㉖	円	
合計 (㉕+㉖)	㉘	円	
税額控除等	配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉙又は㉚の金額)	㉙	円
	未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉛又は㉜の金額)	㉛	円
	障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉝又は㉞の金額)	㉝	円
	外国税額控除額	㉞	円
	計 (㉙+㉛+㉝+㉞)	㉟	円
相続税額 (㉘-㉟) (赤字の場合は0と記入してください。)	㊱	円	

註1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいい、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得したものを含みます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- 「㉑」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可を受けた相続税額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納する予定の相続税額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉑」の金額には含みません。
- 「㉖」又は「㉗」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉖」又は「㉗」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉖」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉖」の金額が0になる場合を除きます。）。)
- 「㉙」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right] \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}}$$
- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉕」、「㉖」又は「㉙」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。
 イ 「㉕」の金額 $\left[\frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格(「㉕」の金額)+支払代償金}} \right] - \text{支払代償金} \times \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格(「㉕」の金額)+支払代償金}}$
 ロ 「㉖」の金額 $\left[\frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉖」の金額)+支払代償金}} \right] - \text{支払代償金} \times \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉖」の金額)+支払代償金}}$
 ハ 「㉙」の金額 $\left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉙」の金額)+支払代償金}} \right] - \text{支払代償金} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉙」の金額)+支払代償金}}$

2 添付書類

- この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。
- 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
 - 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
 - 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署（資産税担当）におたずねください。

【平成 年分】 保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する 計算明細書 (確定申告書付表)		譲渡者 住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称
保証債務の 明細	主たる債務者			
	債権者			
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
保証債務を履行する ため譲渡した資産の 明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量 ㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
譲渡所得 (山林所得)のうち みなされる金額	住所又は所在地			
	先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日
求償権の行使不能額 (上の⑧の金額)	譲渡所得又は山林所得のうち みなされる金額	円	円	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑩の金額)(注1)	円	円	円
	分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の④の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	円	円	円
	分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑤の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	円	円	円
各種所得の合計額	株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の⑥及び⑦の金額)	円	円	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑧の金額)	円	円	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑨の金額)	円	円	円
	合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	円	円	円
求償権が行使不能となった事情の説明				

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑫+⑬)×1」の金額となります。
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑧」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑧×××円」と二段書きしてください。
 詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)

保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する 計算明細書		譲渡者 住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称
保証債務の 明細	主たる債務者			
	債権者			
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
保証債務を履行する ため譲渡した資産の 明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量 ㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
譲渡所得 (山林所得)のうち みなされる金額	住所又は所在地			
	先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日
求償権の行使不能額 (上の⑧の金額)	譲渡所得又は山林所得のうち みなされる金額	円	円	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑩の金額)(注1)	円	円	円
	分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の④の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	円	円	円
	分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑤の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	円	円	円
各種所得の合計額	株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の⑥及び⑦の金額)	円	円	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑧の金額)	円	円	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑨の金額)	円	円	円
	合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	円	円	円
求償権が行使不能となった事情の説明				

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑫+⑬)×1」の金額となります。
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑧」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑧×××円」と二段書きしてください。
 詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第21項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日				
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号

記載要領等

1 この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 各欄は次により記載してください。

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第19項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日			
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号

優良住宅地造成等事業に係る確約書

記載要領等

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1					※2	※3	※4
譲渡年月日							
～平成14年12月17日	平成14年12月18日 ～平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～平成17年3月31日	平成17年4月1日～			
第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
						ホ	検査済証の写し
第10号	第11号	第12号	第13号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	一団の住宅の建設 中高層の耐火共同住宅の建設	ハ	検査済証の写し

1 この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項の規定する下表※4に掲げる国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署へ提出する必要があります。

2 本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1				※2	※3	※4
譲渡年月日						
～平成14.12.17	平成14.12.18 ～平成15.3.31	平成15.4.1 ～平成16.3.31	平成16.4.1～			
第8号	第9号	第10号	第11号	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類
第10号	第11号	第12号	第13号		ホ	検査済証の写し
第11号	第12号	第13号	第14号	一団の住宅の建設 中高層の耐火共同住宅の建設	ハ(2)	都道府県知事の証する書類
					ハ	検査済証の写し

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日				
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日以降
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第15項	第16項	第18項	第19項	第21項

〔※2〕

	譲渡した年月日				
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第16項	第17項	第19項	第20項	第22項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署（資産税担当）におたずねください。

記載要領等

- 1 この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日			
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日以降
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第15項	第16項	第18項	第19項

〔※2〕

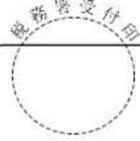
	譲渡した年月日			
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第16項	第17項	第19項	第20項

2 各欄は次により記載してください

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署（資産税担当）におたずねください。

名簿番号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

 税務署長殿 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所)	〒 ()	◎ 電 () 話
	氏名 (旧姓)	()	()	

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の(全部)が同条第2項第*号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

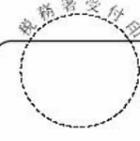
※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

この欄には書き込まないでください

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

 税務署長殿 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所)	〒 ()	◎ 電 () 話
	氏名 (旧姓)	()	()	

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の(全部)が同条第2項第*号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日				
	平成14年12月17日 以前	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第12項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日			
	平成14年12月17日 以前	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号

2 各欄は次により記載してください。

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。